

新旧対照表 (PayPay加盟店規約)

項目	2024年2月29日まで	2024年3月1日以降
第14条 第5項	<p>当社は加盟店に対して、適用される決済システム利用料の料金プランを提示するものとします。当該料金プランに基づき、当社は毎月20日時点で加盟店の契約状態を確認し、翌月1日から末日利用分の決済システム利用料を確定します。加盟店は確定した決済システム利用料に同意するものとし、決済システム利用料の確定日が属する月の翌月1日から末日までに発生する取引に適用されます。</p>	<p>当社は加盟店に対して、適用される決済システム利用料に関する料金プランを提示するものとします。第1項に定める当社所定の料率(以下「決済システム利用率」といいます)については、毎月末日時点での加盟店の契約状態をもって当該プランに基づき、翌月1日から末日利用分に係る決済システム利用率を確定します。加盟店は確定した決済システム利用率に同意するものとし、決済システム利用率の確定日が属する月の翌月1日から末日までに発生する取引に適用されます。</p>